



高崎市内で転居された方へ



以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、担当課の窓口で手続きをしてください。
各市民サービスセンターでは、住民異動届の際に◎印の事務のみを取り扱います。

令和6年度版

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
◎ 国民健康保険	転居届の際に住所変更の手続きをしてください。	●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと身分証明書（保険証の当日交付を希望する場合は写真付身分証明書） ●代理申請の場合は代理人の写真付身分証明書、委任状 ●転居前の被保険者証	保険年金課 資格賦課担当	1階 ◎9
国民健康保険 (給付)	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の住所変更等	●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと身分証明書 ●(お持ちの方は)基礎年金番号通知書(または年金手帳)	保険年金課 国保担当	1階 ◎8
国民年金 (第1号被保険者)	手続き不要	●日本年金機構に住所地以外の送付先を指定している方は、手続きを要する場合があります。	保険年金課 年金担当	1階 ◎15
公的年金受給者				
◎ 後期高齢者医療	転居届の際に住所変更の手続きをしてください。	●後期高齢者医療被保険者証 ●限度額適用認定証、特定疾病療養受療証(該当者のみ) ●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと身分証明書 ●代理申請の場合は、代理人の写真付身分証明書、委任状	保険年金課 医療給付担当	1階 ◎10
介護保険	窓口で、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の住所を変更します。	●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証※2 ●介護保険負担限度額認定証※2 (※2は、該当者のみ)	介護保険課 介護保険料担当	2階 ◎25
※1 介護保険施設 特別養護老人ホーム、 有料老人ホーム、 サービス付高齢者向け住宅、ケアハウス等	外保転の険居方施先※設が1等介護 転居日を含む14日以内に、要介護・要支援の認定申請(継続申請)の手続きをしてください。	●介護保険負担限度額認定証が必要な方は、右記担当にご相談ください。		
保高険崎お被市持保のち険介の者護方	保高険崎者証以外のおの持ち護の保方険	転居日から、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証(該当者のみ)が送られます。		●介護保険料について 転居した月分から高崎市に介護保険料を納めていただきます。 原則翌月に、介護保険料のお知らせと納付書をお送りしますので、納付書または口座振替で納めてください。
◎ 福祉医療費助成 (高校3年生までの子どもがいる方、母子・父子家庭、重度心身障害者)	福祉医療費受給資格者証の変更届 ●母子・父子家庭、重度心身障害者の方で世帯状況等に変更があった場合は申し出てください。必要な手続きをご案内します。	●健康保険証(受給資格者ご本人の名前が記載されているもの) ●被保険者(国民健康保険は世帯主)のマイナンバーカードまたはマイナンバーが分かるものと身分証明書 ●福祉医療費受給資格者証 ●代理申請の場合は代理人の写真付身分証明書	保険年金課 医療給付担当	1階 ◎10
◎ 高齢者医療費助成 (68・69歳)	高齢者医療費受給資格者証の変更届	●健康保険証(受給資格者ご本人の名前が記載されているもの) ●受給資格者ご本人の身分証明書 ●受給資格者ご本人と世帯全員のマイナンバーが分かるもの ●高齢者医療費受給資格者証 ●代理申請の場合は代理人の写真付身分証明書	保険年金課 医療給付担当	1階 ◎10
児童手当受給者	住所変更届	右記担当にご相談ください。 ●受給者、または児童が転居した際は手続きが必要です。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ◎13


取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
保育所等の利用を申込中又は利用中の方	住所変更 ●世帯状況等に変更があった場合は、その旨申し出てください。必要な手続きをご案内します。	右記担当にご相談ください。	保育課 保育担当	1階 ⑫
◎ 小中学生のいる方	市民課で転居届の際に、お申し出ください。学校指定通知書・入学通知書を発行します。 転居後も引き続き現在校への通学を希望される場合は、教職員課で指定学校変更の手続きが必要になります。	《住所で指定された学校への通学を希望する場合》 ●教科用図書給与証明書、在学証明書（前学校で発行） ●学校指定通知書（市民課で発行） 指定された学校で、すみやかに転校の手続きをしてください。 《指定学校の変更を希望する場合》 右記担当にご相談ください。	教職員課 学事担当	16階
住民基本台帳カード マイナンバーカード	転居届の際に住所変更の手続きをしてください。	●住民基本台帳カード ●マイナンバーカード （暗証番号の入力が必要）	市民課 住民記録担当	1階 ⑦
児童扶養手当 受給資格者	児童扶養手当変更届			
特別児童扶養手当 受給資格者	住所変更届	右記担当にご相談ください。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ⑬
交通遺児手当	交通遺児手当変更届			
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	住所変更届	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●写真（精神障害者保健福祉手帳の方） ●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書	障害福祉課	1階 ③
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当受給者	住所変更届	●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書 ●本人の預貯金通帳		
自立支援医療受給者 （精神通院・更生・育成）	住所変更届 支給認定の申請	右記担当にご相談ください。		
高崎市内に土地・建物 をお持ちの方	転居したことを資産税課へご連絡ください。 （TEL 027-321-1222）		資産税課 管理償却資産担当	2階 ⑳
原動機付自転車 （125cc以下） 農耕用などの 小型特殊自動車	住所・定置場所の変更届をしてください。	●標識交付証明書 ●本人確認できるもの	資産税課 税務証明担当	2階 ㉓

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
水道を使用する方	水道（下水道）使用開始及び中止の手続きをしてください。 （TEL 027-321-1283） （FAX 027-326-6501） ぐんま電子申請受付システムでもお手続きできます。	●本人確認書類 右記担当にご相談ください。	料金課 料金担当	1階 ⑪

●以上の業務は、本庁および各支所で手続きができます。詳細は、下記へお問い合わせください。担当課へお繋ぎします。
【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

高崎市役所（本庁）	TEL 027-321-1111（代表）	高崎市倉渚支所	TEL 027-378-3111（代表）
高崎市箕郷支所	TEL 027-371-5111（代表）	高崎市群馬支所	TEL 027-373-1211（代表）
高崎市新町支所	TEL 0274-42-1234（代表）	高崎市榛名支所	TEL 027-374-5111（代表）
高崎市吉井支所	TEL 027-387-3111（代表）		

○その他の手続き

運転免許証	住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。 ●群馬県総合交通センター TEL 027-253-9300	
軽自動車の二輪 （126cc～250cc） 小型自動車の二輪 （251cc以上） 軽自動車 （三輪・四輪）	住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 軽二輪 <input type="checkbox"/> 小型二輪 ●関東運輸局 群馬運輸支局 TEL 050-5540-2021 <input type="checkbox"/> 軽自動車 ●軽自動車検査協会 群馬事務所 TEL 050-3816-3109	